

常任委員会審査報告

総務常任委員会

宮之城町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

問 改正の理由は、

答 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の、仕事と家庭の両立を一層容易にするため、育児休業及び部分休業を取得できる子の年齢を三歳未満に引き上げるものである。

宮之城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

問 主な内容は、

答 国家公務員の一般職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、介護休暇の取得期間が三月以内から六月以内となり、併せて人事院規則の改正において、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限に関わる

適用条件の緩和等が行われたことにより、本条例を改正するものである。

宮之城町立太陽福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

問 主な内容は、

答 国においても概ね改善が図られてきたということで、十三年度をもつて、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律が失効となるが、差別やいじめ等、心の問題については根強く、今後推進の必要があるということから、本条例を改正するものである。

十四年度町一般会計予算関係係分

問 公民会の未加入者に対する文書発送の取り扱いについて、

答 町内の未加入世帯は約五三〇世帯である。個人通知については、郵送で対処している。

問 TMO活動推進支援補助金が、十三年度からすると半分になった理由は、

答 十三年度は事務局の体制も整い、十四年度からは指導員が一人増えたことにより、その分が減となった。

問 地籍調査の進捗率は、

答 十三年度までの実績としては、累計で八〇・七六平方。計で六七・五六計である。十四年度は白男川地区の一部五・七九平方。計を予定しており、これを合わせると八六・五五平方。計で進捗率七二・四一計となる。

問 国民年金の状況について、

答 本町の納付額が二億二、五三五万円、それに対して受給額が三億七、二九一万円と約十四倍の受給である。二月末の一号被保険者が二、二二五人となっており、今年の免除申請者三四二人、法定免除二〇七人である。被保険者に対して二四・七割の免除となっている。

問 消防費のなかで、消防の部・分団の統廃合はどのような進捗状況か、

答 従来は、後援会・団員で慎重な意見もあったが、現在は幹部会等でも話は通じている。今回、白男川部と浅井野部が統合され、また、平成

十五年から十七年にかけて山崎地区の統合を終える計画である。

問 固定資産税が昨年と比較すると、約九千万円の減ということだが、この主な原因は、

答 十三年度予算編成時に償却資産の増を過大にみており、各製造関連企業の機械等の親会社引き上げやリースの引き上げということもあって減となっている。

問 町税の未収対策について、

答 町税の収納率は年々下がってきており、厳しい状況である。昨年の四月に、助役・課長からなる「町税収納率向上特別対策部」を設置して、特別月間を設けて夜間訪問徴収に回っている。十一月からは徴収嘱託員を配置して徴収活動を行っている。今後徴収率アップに更に努力したい。

問 ゴルフ場の現在の状況について、

答 一次伐採が八〇割以上進んでいる。完成については、工程表では十五年十一月を予定しているが、現在の状況や資金面を考えると先が見えない状況である。